第３編　新型インフルエンザ等対策に関する事項

第１節　新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

１．特措法で求められる新型インフルエンザ等対策業務の具体的内容

指定公共機関５社は、①新型インフルエンザ等緊急事態における通信の確保、②新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信の優先的な取扱いに努めるため、各社のネットワーク監視業務、設備の故障修理及び回線開通等対応業務を実施する。

２．発生時の人員計画の立案

指定公共機関５社は以下について取組む。

【準備期】

① 新型インフルエンザ等対策業務に関係する組織の業務について、プライオリティ付け（サービス単位ではなく、業務・オペレーション単位でのプライオリティ付け）を行い、初動期以降も必要な業務を特定し、業務継続必要最低人員を設定する。なお、必要な業務の特定にあたっては、グループ間で相互連携を図る。

② 新型インフルエンザ等対策業務継続のための要員確保策を策定する。その際、職場における感染対策による出勤者数の調整や、従業員本人の発症、発症した家族等の看病およびまん延防止対策による影響等で、一時的に多くの従業員の欠勤が発生する可能性に留意する。

③ 新型インフルエンザ等対策業務の特定にあたっては、事業の休止・縮小が財務に与える影響の事前予測を行う。

④ 利害関係者への周知及び広報活動について策定する。

⑤ 感染リスクを低下するための業務実施方法を検討する。（例）重要業務への重点化、出張や対面の会議の中止、リモートワーク、時差出勤等

【初動期以降】

① 新型インフルエンザ等対策本部の設置後、発生状況に応じた施策を実行する。

② 新型インフルエンザ等対策業務以外の業務については、発生段階及び社員等の罹患状況に応じ、業務の中断を決定する。なお、業務の中断にあたっては、可能な限り、自社の対策本部及び持株会社対策本部へ報告するとともに、事前に利害関係者へ周知を行う。

③ 中断した業務については、発生段階及び社員等の回復状況等に鑑み、業務を再開する。なお、業務再開にあたっては、可能な限り、自社の対策本部及び持株会社対策本部へ報告するとともに、事前に利害関係者へ周知を行う。

第２節　感染対策の検討・実施

指定公共機関５社は以下について取組む。

【準備期】

１．「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」等を参考とし、職場における感染対策を検討する。（例）「咳エチケット」の実施、症状のある社員等の出勤停止、手指消毒の徹底、適切な換気の実施等

２．入館管理、対人距離確保策等の事業所内感染防止策を策定する。

３．感染症対策に必要な感染症対策物資（食料品、不織布性マスク、手指消毒用アルコール）等を備蓄し、定期的に点検を実施する。必要な物資及び資材が不足するときは、各省庁や地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関と連携し備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、協力するよう努める。

【初動期以降】

１．新型インフルエンザ等対策本部の設置後、発生状況に応じた施策を実行する。

第３節　新型インフルエンザ等発生時の海外勤務者等への対応

【初動期以降】

１．発生国・地域に駐在する社員等及びその家族に対しては、外務省から発出される感染症危険情報や現地の在外公館の情報等を踏まえ、現地における安全な滞在方法や退避の可能性について検討する。

２．発生国・地域への出張については、不要不急の場合、中止を検討する。また、感染が世界的に拡大するにつれ、定期航空便等の運航停止により帰国が困難となる可能性があること、感染しても現地で十分な医療を受けられなくなる可能性があること、帰国した際に感染しているおそれがある場合には、医療機関や宿泊施設等に長期間停留される可能性があること等に鑑み、発生国・地域以外への海外出張も中止・延期することも含めて検討する。

３．事業継続の必要性は指定公共機関５社が各社で判断する。